

マイ・ペイすリボ会員特約

条文		改定後	改定前
第2条（カード利用代金の支払区分）	第2項	2.本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第34条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。 <u>また、マイ・ペイすリボ申込時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</u>	2.本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第34条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。 <u>（追加）</u>
第5条（マイ・ペイすリボの設定）	-	マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取り消した場合、又は、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取り消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は <u>取り消す場合があります。</u>	マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取り消した場合、又は、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取り消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は <u>取り消します。</u>